奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第十三号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第九条第一号中「第三十五条第一項（同条第二項」を「第三十五条第一項本文（同条第三項」に改める。

第十条第一号中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に改め、同条第二号中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第十七条第一項の表六中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に改め、同条第四項中「第三十五条第一項（同条第二項」を「第三十五条第一項本文（同条第三項」に改める。

附　則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。